

第十三次地方分権一括法案の閣議決定について

本日、政府は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第十三次地方分権一括法案）」を閣議決定した。

本法律案は、地方公共団体が地域の実情に応じた取組を進め、住民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、地方からの提案に基づき、公立大学法人における年度計画及び年度評価の廃止など計画策定に係る地方の負担軽減や、戸籍情報連携システムの利用事務の拡大をはじめとする地方行政のデジタル化等を実現するものである。

特に計画策定事務については、令和4年重点テーマとして取り扱い、過去最多の対応件数となるとともに、ナビゲーション・ガイド作成など継続的な見直しに向けた環境整備が着実に進められている。

これらを評価するとともに、今後、本法律案が国会において早期成立を図るよう強く要請する。

さらに、法律成立後は、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、所要の財源措置、スケジュールの提示、研修の実施やマニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、地方の負担軽減に資する具体的な検討と調整を早期に進めることを求める。

令和5年3月3日

全国知事会会長	平井 伸治
全国市長会会長	立谷 秀清
全国町村会会長	荒木 泰臣